

Weekly Report

第702号
令和5年6月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

通常国会で4月以降に成立した改正法等

今月21日に閉会する第211回通常国会において4月以降に成立した改正法等のうち、企業に関連する主なものは次のとおりです。

◎フリーランス・事業者間取引適正化等法の創設

……個人で働くフリーランスに業務委託を行う事業者に対して、給付内容や報酬額など取引条件を書面やメールで明示することや、給付を受領した日から原則60日以内の報酬支払いなどを義務付ける、など。

◎景品表示法の改正……*優良誤認表示等の違反

行為に対する課徴金制度について、違反行為から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者は課徴金の額を加算(1.5倍)する、*優良誤認表示・有利誤認表示に対して罰則(100万円以下の罰金)を設ける、など。

◎不正競争防止法等の改正(知財一括法)……*商標法について、他人の登録商標と類似する商標でも先行商標権者の同意があり出所混同のおそれがない場合は登録可能とする、*不正競争防止法に

ついて、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とする、など。

◎中小企業信用保険法等の改正……*信用保険制度

における無担保保険等について、一定の要件(法人から代表者への貸付けがない、財務諸表を提出している等)を満たす場合は経営者保証を求めない、*危機関連保証について、指定期間中に認定申請が行われていれば利用できるように緩和する、など。

◎著作権法の改正……*著作権等の侵害者が譲渡した

数量等が権利者の販売等の能力を超える場合でも、その数量に応じたライセンス料相当額を損害額に加えることができる、など。

令和4年度における査察調査(マルサ)

特に悪質な脱税が疑われる者に対して実施される査察調査は、通常の税務調査(任意)とは異なり、国税局査察部(通商:マルサ)が刑事責任を追及する強制的な調査です。

国税庁が公表した「令和4年度査察の概要」によると、同年度に処理した査察事案は139件(うち103件を検察庁に告発)で、その脱税額は総額127億6千万円(1件あたり9200万円)でした。

告発した事案には、架空の課税仕入れを計上した消費税不正受還付事案や、虚偽の領収書等で架空の仕入高を計上した法人税ほ脱事案、相続した現金を複数の場所に隠匿し申告書を提出しなかった相続税の無申告ほ脱事案などがあります。

所得税の予定納税の減額申請

令和5年分の所得税について予定納税が必要な方(前年分の所得金額や税額などに基づく予定納税基準額が15万円以上)には、所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されています。

予定納税は、予定納税基準額の1/3を7月(第1期)と11月(第2期)にそれぞれ納める制度ですが、6月30日の現況による納税見積額が予定納税基準額より少なくなると見込まれる場合は、減額申請ができます。第1期分から減額する場合は、申請書を7月15日までに税務署へ提出します。